

【令和8年度 市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業 事業者募集要項】

本事業への参加を希望される方は、本募集要項のほか、別紙「令和8年度 市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業 出店条件」を確認し、内容を理解した上で、参加申込みをしてください。

また、本事業は市役所本庁舎前広場有効活用のモデル事業として実施しますので、検証及び評価にご協力いただけることが条件となります。

1 目的

来庁者及び職員への食事の場を提供するため、キッチンカーの出店スペースとして市役所本庁舎前広場を有効活用し、食事提供の場を創出することで、市民及び職員の利便性を向上させるとともに、市内事業者に対し、新たなビジネス機会の創出を図る。

また、課題となっている効果的な広報手段の活用や飲食スペースの確保を図るなど市民利用を促進する取組を行いながら、本庁舎前広場の将来的な有効活用策を検討する。

2 事業形態

(1) 概要

- 市は、本事業への参加申込を行い、参加要件を満たした法人又は団体(以下「事業者」)に、市役所本庁舎前広場の一部(行政財産)の目的外使用を事業者に許可する。事業者は、使用許可を得ている日(市役所の開庁日(土曜開庁日は含まない。))に限る。)において、キッチンカーによる飲食物の提供を行う。
- 事業者が包括するキッチンカーの出店が可能な者が出店業者として営業する。
- 出店は、原則として、1日当たり2台とする。ただし、コアタイム終了後は、ランチからカフェ等へのキッチンカーの入替えも可能とする。
- 事業者が複数となった場合は、原則として、1週間ごとに事業者を入れ替えて実施する。なお、事業者ごとの出店日は、各事業者の状況等を勘案し、市が指定するものとする。

(2) 出店場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所敷地内
市役所本庁舎前広場の一部スペース(2区画) ※「出店場所」参照

(3) 使用許可面積

71.62㎡(35.81㎡(奥行4.33m×幅8.27m)×2区画)
※ メニュー・看板等設置場所含む

(4) 出店可能期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

(5) 出店可能時間

原則として、上記出店期間中の平日の最大午前9時から午後6時まで

※ 午前11時から午後1時30分までをコアタイムとし、昼食を主とした提供を必須とする。

※ 出店時間には、準備及び片付けの時間含む。

(6) 使用料

固定資産税評価額に基づき算定する額(令和8年度分が確定次第お知らせします。)

【参考】令和7年度 日額790円

(7) その他

市役所本庁舎の電気設備や水道設備等の利用は、原則認めない。

3 事業者の参加条件

次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) キッチンカーによる飲食物の移動販売を行う者を包括する法人又は団体とする。

(2) 法人にあっては本店を、団体にあっては代表者の主たる事業所を相模原市内に有すること。

(3) 自身が包括するキッチンカーの出店が可能な業者のうち、実施期間を通じて、6者程度の、かつ複数の種類(ジャンル)の食事を提供する業者を出店させることが見込まれていること。

(4) 出店するキッチンカーの延べ台数の50%以上について、出店業者の居住地又は主たる営業所の所在地が相模原市内であって、営業の所在地が相模原市を含むものであることが見込まれていること。

(5) 事業者及びその代表者が、次のすべてに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。

ウ 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

エ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。

オ 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

カ 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められ

ないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。

4 出店業者の参加資格

事業者が出店させる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 事業者である法人又は団体と契約又は所属していること。
- (2) キッチンカーの営業に必要な食品衛生責任者を配置していること。
- (3) 食品衛生法に基づく自動車による営業許可等を有すること。また、当該営業許可等の営業の所在地が、相模原市を含むものであること。
- (4) 出店業者と営業許可を受けている者が同一であること。
- (5) 上記3(5)と同様。ただし、ウは、次のとおり読み替える。

ウ 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。

5 応募の手続について

(1) 質問書の提出及び回答

本事業の内容について質疑がある場合は、次により質問回答書(様式4)を提出すること。質問内容及びその回答は、市ホームページに掲載する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

- | | |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和8年3月3日(火)正午まで(必着)
※ 提出期限を過ぎて提出された質問には回答しない。 |
| イ 提出先 | 相模原市 財政局 財政部 管財課
(kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp) |
| ウ 提出方法 | 電子メール |
| エ 回答日 | 令和8年3月6日(金) |

(2) 参加申込

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ア 受付期限 | 令和8年3月10日(火)(必着) |
| イ 提出先 | 相模原市 財政局 財政部 管財課
(市役所本庁舎第2別館3階) |
| ウ 提出方法 | 直接持ち込み |
| エ 提出書類 | (ア) 参加申込書(様式1) |

- (イ) 法人又は団体の概要（様式2）
- (ウ) 包括するキッチンカー業者の名簿（任意様式）
- (エ) 誓約書（様式3）
- (オ) 商業登録簿謄本(履歴事項全部証明書)（写し可）
 - ※ 法人又は団体の代表者が法人の場合のみ
- (カ) 個人事業の開業・廃業等届出書(開業届)の写し
 - ※ 団体の代表者が個人事業主の場合のみ
- (キ) 法人市民税に係る納税証明書(令和7年度)（写し可）
 - ※ 法人又は団体の代表者が法人の場合のみ
- (ク) 個人市民税に係る納税証明書(令和7年度)（写し可）
 - ※ 団体の代表者が個人事業主の場合のみ

(3) 参加決定通知

- ア 通知日 令和8年3月12日（木）
- イ 通知方法 電子メール

(4) 出店計画書の提出

市が指定する期日までに、各出店日における営業時間、出店業者、販売品目を記載した出店計画を提出すること。

また、併せて、各出店業者を証明するものとして、営業許可証の写し(仕込み場所を有する場合はその営業許可証の写しも含む。)を提出すること。なお、営業許可の申請中であるなど、この時点において証明するものの提出ができない出店業者がいる場合は、出店する1週間前までに提出すること。

(5) 目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可取扱要領第4条に基づき、行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。

(6) 使用料の納付

相模原市市有財産条例第6条の規定に基づいて算出した使用料を市が指定する期日までに指定金融機関で納付すること。

6 参加の決定の取消

事業開始までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、本事業への参加の決定を取り消すものとする。

- (1) 「3 事業者の参加条件」に規定する参加資格のすべての要件を満たす者ではなく

なったとき。

(2) 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 検証及び評価への協力

事業者及び出店業者は、市が本事業に係る検証及び評価を行うに当たって、次のとおり協力すること。協力内容及び方法等の詳細については、参加決定後に示すものとする。

- (1) 各出店日における利用者の人数、売上げ実績等の報告
- (2) 利用状況のモニタリング
- (3) 事業実施、出店等に当たってのアンケート回答及び聴取協力
- (4) 利用者へのアンケート協力の促進
- (5) その他市が検証及び評価を行うに当たって必要と認める事項

8 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 財政局 財政部 管財課

電話 042-769-8305 FAX 042-769-9804

メールアドレス kanzai@city.sagamihara.kanagawa.jp

市役所本庁舎前広場キッチンカーモデル事業 出店場所

